

# 始まる。マイナンバー(社会保障・税番号)制度。



国民生活を支える社会的基盤として、マイナンバー(社会保障・税番号)制度が導入されます。ことし10月から、市内に住民票を有する市民の皆さんに、順次マイナンバー(個人番号)の通知をお届けします。ここでは、マイナンバー制度の概要などについてお知らせします。

問 総合政策課(内線326)、市民課(内線148)

## マイナンバー制度とは

複数の機関がそれぞれで管理している個人情報を、一人ずつ通知される12桁の番号(マイナンバー)で関連付け、行政の事務を効率化。市民の皆さんの利便性を高めることで、公平で公正な社会を実現することを目的とする制度です。

マイナンバーは、住民票を有する全ての人に対して、一人に一つ付番され(重複はありません)、原則として、一度指定された番号は生涯同じです。

マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることになります。



公式キャラクター「マイナちゃん」

## 期待される効果

- ① 添付が必要な書類の削減など、行政手続が簡素化され、利便性が向上します。
- ② 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、給付や支援の公平・公正化が図られます。
- ③ 社会保障や税、災害対策の分野で情報連携が円滑化されます。

## 10月からマイナンバーを通知

**住民票の住所へ送付**  
ことし10月から、市内に住民票を有する市民の皆さんに、マイナンバー(個人番号)の通知カードを順次お届けします。

通知カードは、原則、住民票の住所に届きます。通知を確実に受け取ってもらいたいので、現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる方は、住民票の変更手続きをお願いします。

またマイナンバーは、中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。

**マイナンバーは大切に保管を**  
通知カードは、紙製のカードになる予定です。券面には、氏名や住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されます。

マイナンバーは、一生使うものです。マイナンバーが第三者に漏れいして、不正に使われる恐れがある場合を除き、番号は一生変わりません。マイナンバーは大切に管理してください。

**取り扱い上の注意**  
●送られてきた「通知カード」は、大切に保管してください。

## 住民基本台帳カードとの重複所持は不可

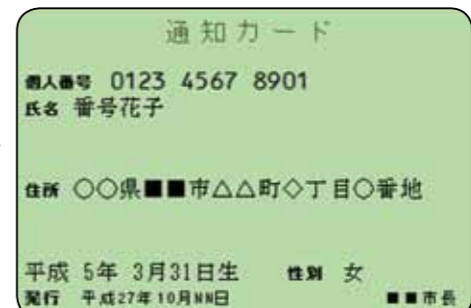
住民基本台帳カードは、平成27年12月28日で発行と交付が終了します。

平成27年12月までに交付された住民基本台帳カードは、カードに記載されている有効期限まで有効です。

個人番号カードと住民基本台帳カードを同時に持つことはできません。住民基本台帳カードをお持ちの方が、個人番号カードを取得した場合は、その時点で住民基本台帳カードは廃止となり回収します。

## 今後のスケジュール(予定)

- 平成27年10月、住民票の住所へ、マイナンバーを記載した「通知カード」が送付
- 平成28年1月、社会保障や税、災害対策の手続きで、国や都道府県、市町村へ提出する書類の一部にマイナンバーの記入が必要となる
- 「個人番号カード」が希望者へ交付



▲通知カードのイメージ

●マイナンバーは、国や都道府県、市町村などで手続きに使用する以外、むやみに他人に教えないようにしてください。

●他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく他人に提供することは処罰の対象になります。

●通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が掲載されていません。本人確認のときは、通知カードとは別に顔写真が入った証明書などが必要となります。

平成29年1月、国の機関の間で情報連携が開始

平成29年7月、地方公共団体などで情報連携が開始

## コールセンターが質問に答えます

マイナンバー制度のよくある質問や最新情報は、内閣官房のマイナンバー(社会保障・税番号)制度のウェブサイト(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)に掲載しています。

マイナンバーについて不明な点がある方や、さらに詳しい情報を知りたい方は、コールセンターへ気軽に問い合わせください。

●全国共通ナビダイヤル(土日・祝日を除く平日午前9時半~午後5時半、通話料が必要) ☎ 0570-0201017  
●(外国語は0570-20-0291)

## 希望者に個人番号カードを交付

希望する方は、申請により個人番号カードを取得できます



▲個人番号カード(表面)のイメージ



▲個人番号カード(裏面)のイメージ

個人番号カードは、顔写真付きのICカードで、表面に氏名や住所、生年月日、性別、有効期間、本人の顔写真が表示

示され、裏面にマイナンバーが記載されます。個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できる他、e-TAXなどの電子申請などにも利用できます。

個人番号カードの交付申請書は、通知カードと一緒に送付します。お手元に届いた時から個人番号カードの申請ができ、来年1月以降に個人番号カードの交付を受けられる予定です。初回の発行手数料は無料です。申請方法などは、本紙であらためてお知らせします。

## 通知カードを住所地以外で受け取りたい方



やむを得ない理由により、住所地で通知カードを受け取ることができない方は、居所情報の登録申請をすることにより、現在お住まいの場所(居所)に通知カードを送付することができます。

□対象 ①医療機関や施設などへの長期入院や入所が見込まれる方で、住所地に誰も居住していない方②DV(ドメスティックバイオレンス)、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で、住所地以外の場所へ移動している方③東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している方④「①から③」以外の方で、やむを得ない理由により住所地で通知カードの送付を受け取ることができない方

□申請方法 「通知カードの送付先に係る居所登録申請書」に記入の上、必要書類を添付して、住民票のある市町村窓口へ直接提出するか郵送してください。申請書は、市民課や各振興事務所、警察署や保健所などの相談機関などで入手できます。詳しくは、申請書をご覧ください。

□申請期間 9月1日(火)~30日(水) (必着)